

社会資本総合整備計画『滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり』の事後評価

●委員

事業の主体が県と8市町とあるが、なぜこの8市町なのか？

資料9ページ、指定道路図の整備状況について、東近江市が記載あるが、大津市と野洲市、甲良町が入っていないのはなぜか？

●建築課

狭あい道路の拡幅整備を実施している市町について、自ら事業を実施する必要があると判断した市町が（この計画に）入っている。

●委員

計画に入っていない指定道路図の整備状況について東近江市がなぜ入っているのか、大津市が入っていないのはなぜか？

●建築課

指定道路図は建築基準法に基づくものであり、特定行政庁という建築主事を置く地方公共団体の長が作るべきものであるため、計画に入っている市町と記載されている市町にずれが生じている。

●委員

大津市は指定道路図の整備を実施しているのか？

●建築課

指定道路図は出来上がっている。ただし、この事業を活用していない。

●委員

定量的指標について、令和2年度までに「拡幅を計画する狭あい道路の拡幅率100%」とあるが、狭あい道路全体のうち、どの程度が計画に入っているのか？また、計画する狭あい道路の基準はどのような基準で選ばれているのか？

●建築課

面的な整備や道路整備事業で解消される狭あい道路を除いた道路のうち、市町がこの事業で実施すると判断した道路が対象になっている。そのため、狭あい道路の総数がどの程度といった数値は持ち合わせていない。

●委員

道路整備や面的整備で解消される道路以外はすべて対象と考えてもよいのか？それとも、その中で各市町がやるべきと判断した道路が対象となっているか？

●建築課

残り全部ではなく、市町が選択した道路が対象となっている。この計画期間内で、地元調整等ができ、実施できる見込みのある数量が計画に上がっている。

●委員

滋賀県も京都市ほどではないが、かなり狭あい道路があることわかっているのだから、かなりすごい目標を立てているのかと思ったが、事業実施できそうなところをピックアップされていることか？

●建築課

そのとおりである。

●委員

市町は基本的に狭あい道路について把握しているということか、その中から実施する道路が上がってくるということか？

●建築課

そのとおりである。

●委員

総事業費が445百万とあるが、その内訳が分からない。ハード事業、ソフト事業でどのように分かれているのか、資料に記載されている金額を足し合わせても、総事業費と合わないが何故か？

●建築課

総事業費は計画期間内で実施する予定の事業費を記載している。事業費の実績は資料に記載しているとおおり、ハード事業では260,616千円、ソフト事業では122,115千円になる見込みである。

●委員

狭あい道路の拡幅は市町が地元の合意を得て、県と市町が共同で実施する事業か？

●**建築課**

市町が実施する事業であり、県に要望が上がってくるものではない。

●**委員**

狭あいな道路を拡幅したいという意識がある住民から要望があり事業を実施しているのに、何故目標 100%に対し、実績が 90%見込みということになるのか？

●**建築課**

地元から要望があった道路が対象だが、事業を実施していく中で何らかの形で調整がうまくいかず、計画通りに出来ないものがあった。

●**委員**

地元からの要望があって実施する事業なので、すべて実施してほしいが、時間の経過とともに個人の気持ちの揺らぎもあると思う。書面を交わす等、確実に実施できるような方策について市町と検討してほしい。これは防災、命に係わることなので 100%実施に持っていけるよう頑張してほしい。

(以上)